

別表第二号の二(第32条第5項関係)

業務別費用整理方法

- 1 第32条第1項から第4項までの各号に掲げる業務の費用として特定できるものは、それぞれの業務に直接整理すること。
- 2 必要的配信業務のうち国内放送若しくは国際放送に係る放送番組の配信並びに番組関連情報の編集及び配信に係るもの、受信料財源任意的配信業務のうち国内放送の放送番組等の配信に係るもの(別表第三号の二において「国内受信料財源任意的配信業務」という。)又は受信料財源任意的配信業務のうち国際放送の放送番組等の配信に係るもの(別表第三号の二において「国際受信料財源任意的配信業務」という。)の費用として特定できるものは、それぞれの業務に直接整理すること。
- 3 1及び2の整理により難い費用のうち次の表の左欄に掲げる費用区分に属する費用については、同表の右欄に定める配賦基準によりそれぞれの業務に整理すること。

費用区分	配賦基準
国内放送費、国際放送費、国内放送番組等配信費(必要的配信費及び受信料財源任意的配信費)、国際放送番組等配信費(必要的配信費及び受信料財源任意的配信費)並びに有料任意的配信費	配信を行う放送番組の数の比、業務の種類の数、コンテンツ制作費比(配信を行う放送番組等の制作に係る支出額の比をいう。以下この別表において同じ。)、権利処理件数の比(配信を行う放送番組等の利用に係る著作権その他の権利に関する手続の確認又は実施を要する当該放送番組等の数の比をいう。)、提供事業者の数の比(配信を行う放送番組等の提供を受ける事業者の数の比をいう。以下この別表において同じ。)又はアクセス数比(配信に必要な認証設備への接続回数の比をいう。)
給与及び退職手当・厚生費	人員比(第32条第1項から第4項までの各号に掲げる業務に従事する職員が当該業務に従事する勤務時間の総体の比をいう。以下この別表において同じ。)
共通管理費	人員比、面積比(第32条第1項から第4項までの各号に掲げる業務に使用される施設の占有面積の比をいう。)又は支出額比(第32条第1項から第4項までの各号に掲げる業務に係る支出額(共通管理費を除く。)の比をいう。)
減価償却費	配信を行う放送番組の数の比、コンテンツ制作費比又は提供事業者の数の比